

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分状況 … 2

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分状況 … 22

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 ベル企画 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都立川市富士見町5-21-7 (営業所) 東京都昭島市東町3-293-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他5件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月14日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他5件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 高尾輸送サービス 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市館町1091-1 (営業所) 東京都八王子市館町1091-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月21日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと、他1件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	アイ・ディー・エー株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市緑ヶ丘1-3-8 (営業所) 東京都調布市緑ヶ丘1-3-8
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 35日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第1項 他2件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月23日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が、不適切であったこと、他2件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	大亜自動車 有限会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西東京市富士町2-11-9 (営業所) 東京都西東京市富士町2-11-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 25日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項 他5件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月24日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと、他5件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 ヤマショ一 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区田柄3-17-26 (営業所) 東京都練馬区田柄3-17-26
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月28日に監査を実施したところ、初任運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせていなかったこと、他1件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 オノエンジニアリング 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市大塚649-7 (営業所) 東京都八王子市大塚649-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年9月9日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと、他1件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 南東京自動車 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県座間市相武台4-1316-10 (営業所) 神奈川県座間市相武台4-1316-10
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他3件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月10日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他3件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 ユタカトラベル 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県海老名市大谷587-1 (営業所) 神奈川県海老名市大谷587-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 35日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他4件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月10日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督が不適切であったこと、他4件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 エスケー交通 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県北足立郡伊奈町小針新宿356-1 (営業所) 埼玉県北足立郡伊奈町小針新宿356-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 85日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第24条 他5件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月10日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他5件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 関口商店 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野378 (営業所) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野1806-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 25日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第24条 他3件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月17日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他3件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	武藏観光 株式会社 秩父営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県熊谷市末広3-11-19 (営業所) 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野172
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第5項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月21日に監査を実施したところ、運転者の健康状態を把握していなかったこと、他1件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	東観光バス 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県伊勢崎市境上渕名1186 (営業所) 群馬県伊勢崎市境上渕名1186
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 45日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第5項 他9件
(6) 違反行為の概要	平成23年4月15日及び平成23年6月7日に監査を実施したところ、運転者の健康状態の把握が不適切であったこと、他9件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 小田嶋観光バス 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県渋川市石原字熊野210-11 (営業所) 群馬県渋川市石原字熊野210-11
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他7件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月10日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他7件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	群馬コーポ観光 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県高崎市菅谷町20-170 (営業所) 群馬県高崎市菅谷町20-170
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 35日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第24条 他3件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月14日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他3件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 サム交通 鴨川営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県木更津市高柳4861-2 (営業所) 千葉県鴨川市畠1216
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第5項 他6件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月16日に監査を実施したところ、運転者の健康状態の把握が不適切であったこと、他6件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 銚栄観光 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県銚子市小畠新町7801 (営業所) 千葉県銚子市小畠新町7801
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第5項 他2件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月16日に監査を実施したところ、運転者の健康状態を把握していなかったこと、他2件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 あわみなみ交通 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県南房総市和田町中三原331-1 (営業所) 千葉県南房総市和田町中三原331-1
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第1項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年7月12日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であったこと、他1件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 真壁観光 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県桜川市真壁町椎尾452-1 (営業所) 茨城県桜川市真壁町椎尾452-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第5項 他9件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月23日に監査を実施したところ、運転者の健康状態の把握が不適切であったこと、他9件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 ケイワン観光バス 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市鍋掛1086-24 (営業所) 栃木県那須塩原市鍋掛1086-24
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 155日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第24条 他8件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月10日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他8件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社シンエイ観光バス 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県塩谷郡喜連川町金枝882-1 (営業所) 栃木県塩谷郡喜連川町金枝882-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 25日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月16日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと、他1件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月2日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社猿組 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区成城2-40-8 (営業所) 東京都世田谷区喜多見7-34-19
(4)行政処分等の内容	許可の取消し
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項他17件
(6)違反行為の概要	平成23年9月8日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他17件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 151 点 (東京運輸支局内) 151 点 (関東運輸局内) 151 点 (当該営業所) 151 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月13日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社FEIDA JAPAN 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区東葛西5-27-2 (営業所) 東京都江戸川区東葛西5-27-2
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車) 輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条他3件
(6)違反行為の概要	平成22年12月9日及び平成23年2月16日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他3件の違反が判明したものの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 5 点 (東京運輸支局内) 5 点 (関東運輸局内) 5 点 (当該営業所) 5 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月13日
(2)事業者の氏名又は名称	練馬交通株式会社 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区中村南2-2-7 (営業所) 東京都練馬区中村南2-2-7
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(10日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項他1件
(6)違反行為の概要	救護義務違反があつた旨の公安委員会からの通知を端緒として平成23年3月25日に監査を実施したところ、運転者証を直ちに返納してなかつたこと、他1件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 3 点 (東京運輸支局内) 3 点 (関東運輸局内) 3 点 (当該営業所) 3 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月13日
(2)事業者の氏名又は名称	京浜ハイヤー株式会社 保土ヶ谷営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港南区最戸1-8-5 (営業所) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町377
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(20日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成23年3月9日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 42 点 (神奈川運輸支局内) 42 点 (関東運輸局内) 42 点 (当該営業所) 9 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月13日
(2)事業者の氏名又は名称	勝田台交通株式会社 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県八千代市上高野1537 (営業所) 千葉県八千代市上高野1537-131
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成23年9月30日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 0 点 (千葉運輸支局内) 0 点 (関東運輸局内) 0 点 (当該営業所) 0 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月15日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社富岳貸切自動車 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県富士吉田市上吉田1-10-19 (営業所) 山梨県富士吉田市上吉田1-10-19
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成23年10月4日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 0 点 (山梨運輸支局内) 0 点 (関東運輸局内) 0 点 (当該営業所) 0 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月20日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社大倉タクシー 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県神栖市知手中央6-3-20 (営業所) 茨城県神栖市知手中央6-3-20
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(85日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第9条の3第1項他10件
(6)違反行為の概要	平成22年11月8日及び同年11月30日に監査を実施したところ、認可を受けた運賃・料金によらない運賃・料金を收受していたこと、他10件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 9 点 (茨城運輸支局内) 9 点 (関東運輸局内) 9 点 (当該営業所) 9 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月20日
(2)事業者の氏名又は名称	ノボリ興業株式会社 本牧営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市中区本牧宮原1-5-1 (営業所) 神奈川県横浜市中区小港町3-171-2
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(30日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第15条第1項他4件
(6)違反行為の概要	平成23年2月28日に特別監査を実施したところ、認可を受けずに車庫の新設及び収容能力の変更をしていたこと、他4件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 65 点 (神奈川運輸支局内) 65 点 (関東運輸局内) 65 点 (当該営業所) 65 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月20日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社富士タクシー 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市磯子区磯子2-19-20 (営業所) 神奈川県横浜市磯子区磯子2-19-20
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(35日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項他3件
(6)違反行為の概要	平成23年2月21日及び同年3月31日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと、他3件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 4 点 (神奈川運輸支局内) 4 点 (関東運輸局内) 4 点 (当該営業所) 4 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月20日
(2)事業者の氏名又は名称	京急葉山交通株式会社 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県三浦郡葉山町長柄1 (営業所) 神奈川県三浦郡葉山町長柄1
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(50日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第15条第1項他4件
(6)違反行為の概要	平成23年2月14日に監査を実施したところ、認可を受けずに車庫の新設をしていたこと、他4件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 5 点 (神奈川運輸支局内) 5 点 (関東運輸局内) 5 点 (当該営業所) 5 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月20日
(2)事業者の氏名又は名称	NK観光有限会社 大洗営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県水戸市見和1-470-75 (営業所) 茨城県東茨城郡大洗町桜道304
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(140日車) 輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条他13件
(6)違反行為の概要	平成23年5月23日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であり、運行管理者による点呼が3分の1未満であったこと、他13件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 14 点 (茨城運輸支局内) 14 点 (関東運輸局内) 14 点 (当該営業所) 14 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月21日
(2)事業者の氏名又は名称	浅沼武夫 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八丈島八丈町三根135-3 (営業所) 東京都八丈島八丈町三根135-3
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成23年11月9日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 0 点 (東京運輸支局内) 0 点 (関東運輸局内) 0 点 (当該営業所) 0 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月21日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社共立ハイヤー 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八丈島八丈町三根4499-1 (営業所) 東京都八丈島八丈町三根4499-1
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成23年11月9日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 0 点 (東京運輸支局内) 0 点 (関東運輸局内) 0 点 (当該営業所) 0 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月21日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社愛光観光 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八丈島八丈町大賀郷2238 (営業所) 東京都八丈島八丈町大賀郷2238
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成23年11月9日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 0 点 (東京運輸支局内) 0 点 (関東運輸局内) 0 点 (当該営業所) 0 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月21日
(2)事業者の氏名又は名称	赤松交通有限会社 本店営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八丈島八丈町三根354 (営業所) 東京都八丈島八丈町三根354
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成23年11月9日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 0 点 (東京運輸支局内) 0 点 (関東運輸局内) 0 点 (当該営業所) 0 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月27日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社朝日自交 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区加賀1-19-9 (営業所) 東京都足立区加賀1-19-9
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(115日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項他10件
(6)違反行為の概要	平成23年1月24日及び同年2月3日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他10件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 12 点 (東京運輸支局内) 12 点 (関東運輸局内) 12 点 (当該営業所) 12 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月27日
(2)事業者の氏名又は名称	洲崎交通株式会社 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区東陽1-16-20 (営業所) 東京都江東区東陽1-16-20
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(45日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項他6件
(6)違反行為の概要	平成23年2月3日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があつたこと、他6件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 5 点 (東京運輸支局内) 5 点 (関東運輸局内) 5 点 (当該営業所) 5 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について  
(平成23年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年12月27日
(2)事業者の氏名又は名称	新東タクシー株式会社 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区中央本町1-13-23 (営業所) 東京都足立区中央本町1-13-23
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(30日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項他3件
(6)違反行為の概要	平成23年3月7日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があつたこと、他3件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 3 点 (東京運輸支局内) 3 点 (関東運輸局内) 3 点 (当該営業所) 3 点